

TR CU 005/2011 梱包安全規定（2012年7月1日発効）の概要について

1. 「梱包」に関する安全規定

- 本文及び4項目の付属書から構成されている

本文：http://www.tehreg.ru/TP_TC/TP_TC_005_2011/TP_TC_005_2011.htm

付属書

- ① 衛生 Index
- ② 食品の機密性試験（水中での検査等）
- ③ 梱包材料の種類
- ④ マーキング

2. 本文に記載されている内容

1) 2011年7月15日（No.711）TR CU 決定 にもとづく共通安全認証規定であること。

2) TR CU 005/2011 がカバーする関連規格類

- | | |
|-------------------------|------------|
| GOST-R 51214-98 | （密閉材料） |
| GOST-R 30288-95 | （ガラス製容器） |
| ST RK 1406-2005 | （梱包、マーキング） |
| ST RK GOST-R 51214-2003 | （密閉材） |
| ST ISO 14021-2002 | （環境自己宣言） |

3) 梱包材表面に、表示すべきマーキングサンプル：

- ①食品類



Рисунок 1

- ②化粧品類



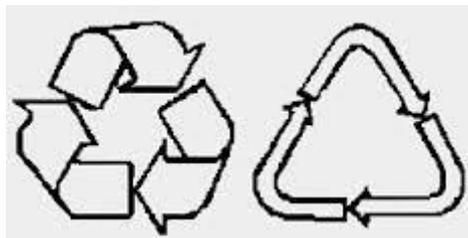
Рисунок 2

- ③一般



Рисунок 3

④梱包材料の表示（リサイクル、再生品の場合）



PET（例：ポリエチレンテレフタレート）

⑤梱包材料の種別：

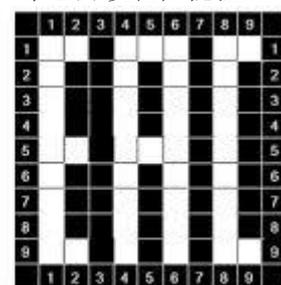
- ◆メタル
- ◆ポリマー（PVC, PP, PET, PE, PS, LDPE, HDPE 等）
- ◆紙、カートン
- ◆ガラス
- ◆木材
- ◆繊維類
- ◆混合材料
- ◆セラミツク等
- ◆その他の素材

（注1）医療品、医薬品、医療器具類、危険物質、タバコ類は認定代行機関で個別に確認してください。

（注2）

梱包材料の種別を明記する理由は、材料別の強度、耐久性、特性を明らかにするためです。

4) 商品に付属して配布されるカタログ、マニュアル類に印字されるべきユーラシア経済連合（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスの5カ国：2015年1月現在）認証マーク



出所) http://www.tsouz.ru/KTS/KTS29/Documents/P_711.pdf

5) その他

TR CU 005/2011 梱包安全規定に関連して「適合自己宣言」を行う場合、その有効期限は次の通り。

- ・ 梱包対象が、所謂、量産品の時、その適合宣言の有効期間は最大5年とする。
- ・ Spot 商品の場合は、その有効期限は、都度、個別にとりきめるものとする。
- ・ 「適合自己宣言書」、「適合証明書」の申請手続きと発給に関する、材料別、サイズ別等の個別の相談は、認定代行機関で確認のこと

以上